

第二東京弁護士会における副会長選任に関するクォータ制について

1 経緯

当会は、日本全国の弁護士会に先駆けて、2007年（平成19年）1月の臨時総会において、達成数値目標を含む男女共同参画基本計画（第1次）を決議いたしました。さらに、2012年（平成24年）には第2次基本計画を策定して、2017年（平成29年）までに理事者（会長、副会長）に占める女性会員の割合を30%とするという目標を立てました。しかし、実際のところ、女性の副会長1名を選出することすら厳しい状況が続き、何らかの具体的方策なしには目標の達成は到底困難であることが明らかとなりました。

そもそも、会長を補佐する役割を持つ6名の副会長は選挙で選ばれるとされていますが、過去20年間で選挙が行われたのは2回のみでした。女性の副会長候補を選任するのが困難となった以上、幅広い視点から女性の候補を発掘する必要がありますが、その時障害となるのは選挙でした。そのため、昨年、当会の男女共同参画推進二弁本部は、副会長候補者中、女性候補が2名以下の場合には、女性候補は選挙を経ずに優先的に当選する制度（いわゆるクォータ制、以下「本制度」という。）を導入することを提案いたしました。

2 議論経過

本制度に対しては、選挙という民主的な過程を排除するものである、女性会員に負担を与えるものである、女性会員が副会長として活動できる環境整備が先である等、消極意見も根強いものがありました。本年度の理事者は、本制度を最重要課題のひとつとして捉え、消極論に対しては、本制度の一部修正も含め真摯に向かい合い、さらに、常議員会はもちろん、さまざまな機会において会員に説明を行い、議論を尽くし、本制度の創設を目指しました。

なお、女性会員が理事者として活動するための環境整備については、今後も進めて行く必要があります。

3 まとめ

本制度は、ダイバーシティの観点から、当会全体の活動の適正化、活性化をもたらす意義があります。本日開催された当会臨時総会において、本制度は当会会則上の制度として可決承認いたしました。本制度の創設によって、会内に対しては、女性会員に対する会としての期待の大きさを示すとともに、社会に対しては、当会が男女共同参画に積極的に取り組むことにより、わが国の弁護士会だけでなくあらゆる分野において、より女性の視点を取り入れる必要性があることを示す強いメッセージとなることを願っています。

本制度創設が契機となり、当会がさらにステップアップすること、そして、他の弁護士会への良い波及効果を期待しています。